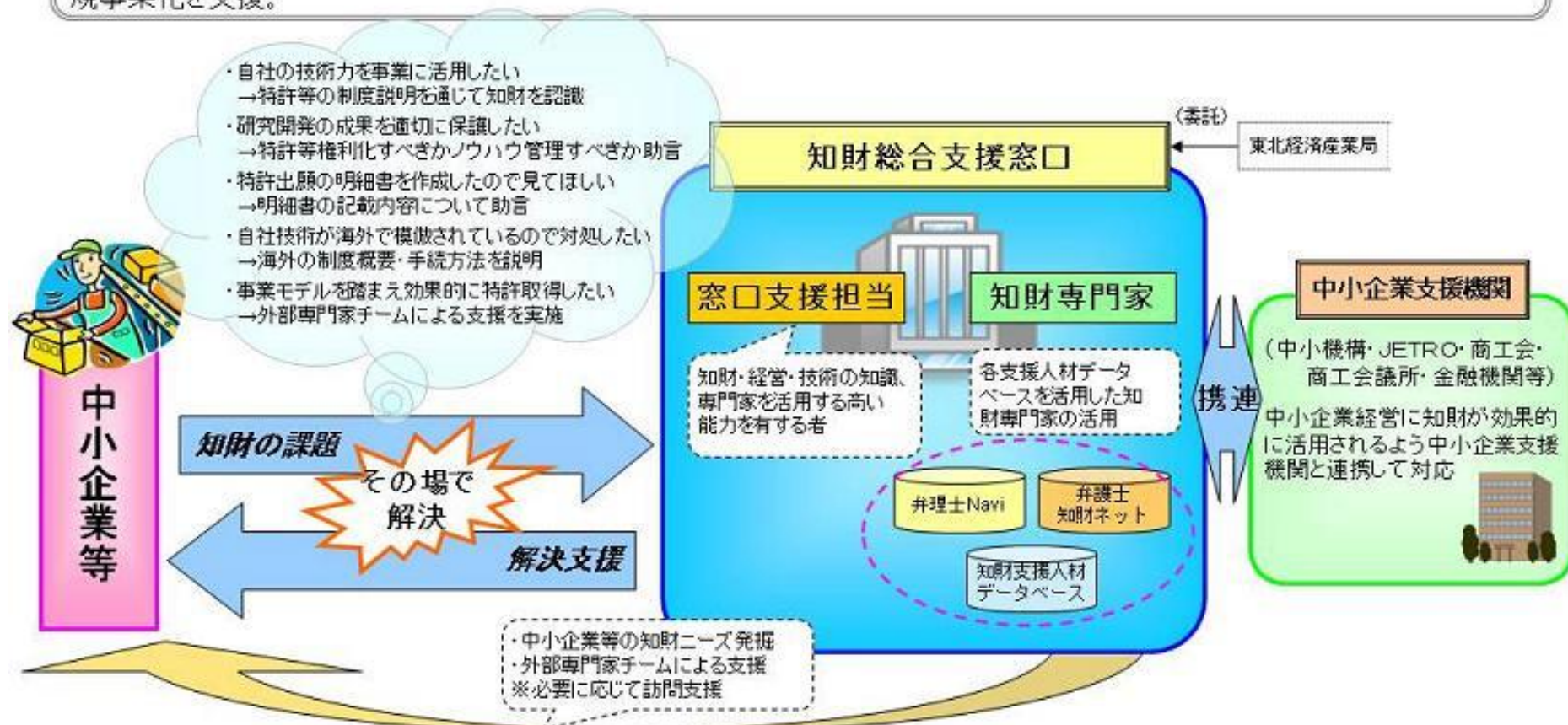


特許等取得活用支援事業(知財総合支援窓口)の概要

中小企業の知財活用支援の中核として県ごとに中小企業の知財の課題等を一元的に受け入れる「知財総合支援窓口」を設置し、様々な専門家・支援機関等と共同でワンストップサービスを提供することにより、地域・中小企業等の知財活用・新規事業化を支援。



実施事業者を求める必要な機能

- ・中小企業等の利便性が高い場所に窓口(知財総合支援窓口)を開設
- ・地域の中小企業支援機関との連携
- ・その他必要業務の実施(事業周知、支援後フォローアップ、支援実績の評価等)
- ・ワンストップサービスの提供(窓口支援担当の配置、知財専門家の活用・共同支援等)
- ・知財活用が不十分な中小企業等を発掘し知財活用を促進
- ・事業の実施体制、管理体制構築、設備等の確保 等